鳥取県立美術館整備基本計画策定支援及びＰＦＩ手法導入可能性調査業務委託

公募型プロポーザル審査会運営要綱

（目的）

1. 鳥取県立美術館整備基本計画策定支援及びＰＦＩ手法導入可能性調査業務の委託契約候補者

を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、参加者から提出された企画提案書を適正に評価するため、鳥取県立美術館整備基本計画策定支援及びＰＦＩ手法導入可能性調査業務委託公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（構成）

第２条　審査会は、委員長１名及び委員４名をもって組織する。

２　委員は別表に掲げる者をもって充てることとし、委員長は委員の互選により選出する。

３　委員長は、会務を総括する。

４　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代行する。

（調査審議する事項）

第３条　審査会は、鳥取県立美術館整備基本計画策定支援及びＰＦＩ手法導入可能性調査業務に係る受託者の選定に関する事項について調査審議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げるとおりとする。

（１） 企画提案書等の評価方法に関すること。

（２） 企画提案書等の審査及び評価に関すること。

（３） 最も優れた提案を行った者の選定に関すること。

（４） その他、必要と認める事項に関すること。

（運営）

第４条　審査会は、博物館長が招集する。

２　審査会の議長は、委員長があたる。

３　委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

（会務の決定）

第５条　審査会は、委員の半数以上が出席して開催するものとする。

２　審査会の議事は、出席した委員の過半数で決する。

（審議の非公開）

第６条　審査会は、非公開とする。

２ 委員長及び委員は、審査会で知り得た秘密を漏らしてはならない。

（事務局）

第７条　審査会の庶務を処理するため、鳥取県立博物館内に事務局を置く。

（その他）

第８条　この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、博物館長が別に定める。

附則

この要領は、平成２９年６月９日から施行し、平成２９年８月３１日限り廃止する。

 (別表)

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　　名 | 役　　　　職　　　　等 |
| 半田　昌之 | 鳥取県立美術館整備基本構想検討委員会委員公益財団法人日本博物館協会専務理事元たばこと塩の博物館学芸部長 |
| 光多　長温 | 公益財団法人都市化研究公室理事長元鳥取大学地域学部教授 |
| 林　由紀子 | 公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館理事長、 わらべ館館長、元鳥取県福祉保健部長、　元鳥取市副市長 |
| 亀田　美香江　 | 一般財団法人鳥取県観光事業団　中国庭園「燕趙園」園長 |
| 田中　規靖 | 鳥取県立博物館長 |